

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく

「難病指定医」の更新申請のご案内

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)に基づく「指定医」の有効期間は、5年間です。以下に該当し、引き続き指定を希望される場合は、受付期間中に、原則、電子申請(e-KOBE 神戸市スマート申請システム)にてご申請いただきますようお願いします。なお、電子申請が難しい場合は、神戸市ホームページ「難病指定医・指定医療機関の更新手続き」より、更新申請書をダウンロードのうえ、郵送申請をお願いします。

更新対象者

以下の(1)(2)に該当される方

- (1) 「主たる勤務先」の所在地が、神戸市内である。
- (2) 「難病指定医」の有効期間の終期が、令和8年4月1日～令和9年3月31日

申請受付期間

令和8年1月15日(木)～令和8年2月16日(月)当課必着(電子申請・郵送)

- ※ 有効期間の終期まで更新申請は可能ですが、受付期間経過後の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。また、2月17日以降は郵送のみの受付となります。
- ※ 有効期間の終期を過ぎて申請された場合、申請日からの新規申請の扱いとなりますので、必ず期日までに手続きをお願いします。
- ※ 原則、電子申請(神戸市スマート申請システム「e-KOBE」)で更新申請をお願いします。
- ※ 郵送の場合は、神戸市ホームページより申請書をダウンロードしていただく必要があります。

指定医の種類と必要書類

申請時において、診断・治療に5年以上従事経験(臨床医研修の期間を含む。また、難病以外の診断・治療経験でも差し支えない。)がある医師のうち、以下のいずれかの要件を満たす医師が対象となります。

難病指定医の種類と要件 (指定医番号の3桁目)		更新申請に必要な書類等
難病指定医	難病指定医(S) 申請日時点で専門医資格を有する場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 難病指定医 指定更新申請書(別紙 様式7号)(郵送の場合) ② 専門医に認定されていることを証明する書類写し(郵送の場合) 専門医に認定されていることを証明する書類データ(電子申請の場合) (※更新申請日時点で有効期間内であること)
	難病指定医(T) 申請日時点で専門医資格を有していない、または専門医資格が失効している場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 難病指定医 指定更新申請書(別紙 様式7号)(郵送の場合) ② 神戸市の難病指定医研修(オンライン研修)を受講のうえ、「修了証」を提出 難病指定医研修(オンライン研修)の詳細は、裏面をご参照ください。 協力難病指定医は、専門医資格を有する場合でも、難病指定医研修(オンライン研修)の受講が必要です。
協力難病指定医(C)		

※ 難病指定医の更新を希望されない場合は、「指定医辞退届出書」(様式8号)を

ご提出ください。

※ 電子申請については、新規登録(利用者登録)が必要です。



難病指定医研修(オンライン研修)の受講方法について

受講を希望される方は、e-KOBE(スマート申請システム)からお申し込みください。申請完了メールで受講の流れをご案内いたします。手順の詳細については以下の資料もご参考ください。

神戸市ホームページ > 健康・医療 > 難病・疾病 > 難病など > 難病指定医 > 指定医 > 難病指定医研修・協力難病指定医研修(オンライン)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/kenko/health/promotion/intractable/designateddoctor.html#midashi51306>

研修受講完了後、「修了証」を印刷した上で、他の申請書類と併せて神戸市に郵送にてご提出ください(電子申請の場合は電子データ)。

各種変更の手続きについて

下記について変更が生じた場合は、上記の神戸市ホームページをご確認いただき、指定医変更届出書(様式6号)等を郵送してください。

- (1) 氏名及び連絡先
- (2) 医籍登録番号及び登録年月日
- (3) 主たる勤務先(神戸市内)、担当する診療科

※ ただし、更新申請と同時に変更手続きを行う場合のみ、指定医変更届出書を省略できます。(更新申請書を全て記入し、変更事項にチェックをしてください。)

※ 主たる勤務先を神戸市外へ変更される場合

主たる勤務先を神戸市外へ変更される場合、主たる勤務先の所在地を管轄する都道府県または指定都市へ難病指定医の指定申請を行ってください。

あわせて、神戸市へは、指定医辞退届出書(様式8号)をご提出ください。

【神戸市(指定都市)への事務移譲について】

平成30年4月1日から、医療受給者証の認定や交付、「指定医」、「指定医療機関」の登録等、難病法に基づく事務は、道府県(兵庫県)から指定都市(神戸市)へ移譲されました。

(参考) 兵庫県の問合せ先(主たる勤務先が神戸市外兵庫県内の場合)

兵庫県保健医療部 感染症等対策室疾病対策課 難病対策班

電話 078-341-7711(内線 3223)

【問い合わせ・提出先】

神戸市健康局保健所保健課難病担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

電話:078-322-5125(直通) FAX:078-322-6053

【ホームページ】「特定医療費(指定難病)助成制度における指定医・指定医療機関の更新手続きについて」

URL<https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/kenko/health/promotion/intractable/nanbyoshitei.html>